

セメント工場の大気汚染物排出基準

(Emission standard of air pollutants for cement plants) GB13223-1996

本基準に規定する一、二、三級基準は GB3095 に対応

無組織排出：セメント工場内の資材置場の埃、資材輸送やキルン・ミル等設備の粉塵漏れ等を指す

◎ 1985 年 8 月 1 日以前に建設のセメント工場適用

表 1 生産設備煤塵・粉塵排出上限値

生産設備名	一級		二級		三級	
	排出濃度 mg/m ³	製品 1 t あたりの 排出量 kg/t	排出濃度 mg/m ³	製品 1 t あたりの 排出量 kg/t	排出濃度 mg/m ³	製品 1 t あたりの 排出量 kg/t
回転窯	150	0.8	400	2.1	600	3.2
縦窯	150	0.6	400	1.6	600	2.4
ドライヤー、ド ライミル、石炭 ミル、冷却機(単 体)	150	0.8	250	1.3	400	2.1
原料ミル、仕上 ミル、包装機、 その他通風・生 産設備(単体)	100	0.07	150	0.10	200	0.14

表 2 セメント工場粉塵無組織排出上限値

級 別	一 級	二 級	三 級
工場敷地外 20m の場所の空気中の粉塵最高許容濃度* mg/m ³	1.0	2.0	4.0

* 参考値を控除

◎ 1985年8月1日から1996年12月31日の間に建設のセメント工場適用
GB3095 での一類区は排出禁止

表3 生産設備煤塵・粉塵排出上限値

生産設備名	二級		三級	
	排出濃度 mg/m ³	製品1tあたりの排出量 kg/t	排出濃度 mg/m ³	製品1tあたりの排出量 kg/t
回転窯	400	2.1	600	3.2
縦窯	400	1.6	600	2.4
ドライヤー、ドライミル、石炭ミル、冷却機 (単体)	250	1.3	400	2.1
原料ミル、仕上ミル、 包装機、その他通風・ 生産設備(単体)	150	0.10	200	0.14

表4 セメント工場粉塵無組織排出上限値

級 別	二 級	三 級
工場敷地外 20m の場所の空気中の粉塵最高許容濃度* mg/m ³	1.5	3.0

* 参考値を控除

◎1997年1月1日以降建設のセメント工場適用

GB3095 での一類区は排出禁止

表5 生産設備煤塵・粉塵排出上限値

生産設備名	級別	煤塵・粉塵		SO ₂		窒素酸化物* ¹ (NO ₂ で計測)		フッ素化合物* ² (Fで計測)	
		排出濃度 mg/m ³	製品1tあ たりの排出 量 kg/t	排出濃度 mg/m ³	製品1tあ たりの排出 量 kg/t	排出濃度 mg/m ³	製品1tあ たりの排出 量 kg/t	排出濃度 mg/m ³	製品1tあ たりの排出 量 kg/t
回転窯	二級	100	0.30	400	1.20	800	2.40	10	0.03
	三級	150	0.45	800	2.40	1,600	4.80	20	0.06
竪窯	二級	100	0.30	300	0.90	200	0.60	50	0.15
	三級	150	0.45	600	1.80	400	1.20	100	0.30
ドライヤー、ド ライミル、石炭 ミル、冷却機(単 体)	二級	100	0.30	—	—	—	—	—	—
	三級	150	0.45	—	—	—	—	—	—
原料ミル、仕上 ミル、包装機、 その他通風・生 産設備(単体)	二級	50	0.04	—	—	—	—	—	—
	三級	100	0.07	—	—	—	—	—	—

注：*1 窒素酸化物は NO₂ を計測。NO₂ 排出上限値は排ガス中の O₂ 含有量が 10% の時の排出濃度、及び製品 1 t あたりの排出量を指す。

*2 周囲に敏感作物のあるセメント工場は、フッ素化合物排出上限値に対する要求を二倍に厳しく執行。敏感作物は GB9137-88 で規定。

表6 セメント工場粉塵無組織排出上限値

級 別	二 級	三 級
工場敷地外 20m の場所の空气中的粉塵最高許容濃度* mg/m ³	1.0	1.5

* 参考値を控除